

認定団体に申請して 研修室を便利に利用しませんか？

市民活動団体やボランティアグループの皆さまがあらかじめ認定を受けると、総合ボランティアセンターの研修室の使用料が免除されます(*)。

認定要件

認定を受けるためには、下記の要件を満たした上で申請をすることが必要です。

- ・非営利公益市民活動を行う団体である。
- ・10人以上のメンバーで構成されている。
- ・市内に主たる事務所等を有する団体である。
ただし、「大学生のみで構成される団体」「近年、市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績がある団体」の場合は、県内に主たる事務所があれば申請できます。
- ・総合ボランティアセンターの事業や運営に積極的に協力する意思がある。

申請方法

以下の書類を総合ボランティアセンターまでご提出ください。
電子申請フォームでも可能です。(詳しくは裏面をご覧ください)

使用料の免除にかかる認定団体申請書(様式1号)
最新の団体の規約
直近の会計に関する書類
会員名簿(10人以上であることが確認できるもの)
団体の活動状況がわかるもの(チラシや広報誌等)
市内で活動した実績及び市の事業に参画・協力した実績が分かるもの
(所在地が福井市外の団体の場合)

申請フォーム
はこちらです



様式1号は、当センター窓口までお越しいただくか、左の二次元コードを読みとって認定申請様式をダウンロードすることで入手できます。

認定スケジュール

認定団体の申請受付：3月1日
認定団体の申請締切：3月31日
認定日：4月1日
上記以降は、随時受付・認定します。

認定の期間

認定の日からその年度の3月31日まで(最長1年)
次年度も認定を受けたい場合は、改めて申請が必要です。

*免除の条件

- 利用日の活動について
- ・ボランティア活動等のために使用すること。
 - ・参加費の徴収や販売を行わないこと。
 - ・原則10人以上で使用すること。10人未満の場合要相談

ご不明な点は
お気軽にお問合せください！

認定団体の電子申請について

下記の電子申請フォームを読み取り、必要事項を記載して申請してください。

電子申請フォーム



申請受付開始

3月1日(日)9:00~

Step1

スマートフォンで申請する場合

必要書類をスマートフォンに入れておく

パソコンで申請する場合

当センターHPでもフォームを公開しています。

「福井市ボランティアネット」で検索し、
該当ページにアクセスしてください。

Step2

スマートフォンで申請する場合

左の電子フォームを読み取る

パソコンで申請する場合

電子申請フォームのURLをクリック

Step3

必要事項を記入、添付書類を添付する

Step4

「確認」

入力内容を確認し、問題なければ「送信」

Step5

申請完了！連絡をお待ちください

注意点

- ・申請を行った時点では、次年度の認定はまだ完了していません。
申請内容の確認後、認定の可否についてご連絡いたします。
- ・電子申請フォームは、必須項目をすべて入力しないと送信できない仕様となっております。未入力の項目がある場合は、送信できませんのでご注意ください。
資料の添付は必須ではありませんが、不足のないようご確認ください。
- ・電子申請の受付は【3月1日(日)9時】から開始します。
受付開始前は、電子申請フォームは公開されておられませんのでご注意ください。